

2.2.3 河川の利用の状況

川辺川流域では、内谷第一発電所により球磨川本川へ最大 5.5m³/s を導水し発電されている他、川辺川流域では6件(最大 103.15m³/s)の発電がなされている。また、川辺川下流域においては、農業用水の取水が行われており、許可水利権量は3件で最大 2.242m³/s となっている。この他慣行による水利用が行われている。

五木村及び相良村における漁業権認可河川を、表 2.2.3-1 に示す。

表 2.2.3-1 漁業権認可河川

公示番号	認可河川名
内共第6号	川辺川(球磨川合流点から上流部)、白木谷川、山口谷川、椎葉谷川、晴山谷川、藤田谷川、逆瀬川、瀬目谷川、葛の八重谷川、三方谷川、板木谷川、五木小川(以上、川辺川合流点から上流部)、辰迫谷川、大藪谷川、鴛山谷川、白岩戸川、元井谷川、折立谷川、(以上、五木小川合流点から上流部)、大滝谷川、飯干谷川(以上、白岩戸川合流点から上流部)

注)出典:「平成5年熊本県告示第 904 号」